

時事新報

第千三百七十八號

明治十九年九月十一日
舊丙戌八月十四日

月入午前三時二十二分
潮午後四時十九分
午後四時四十五分

大坂出張所移轉社告
當時事新報社大坂出張所の儀是迄同府東區高麗橋通五
丁目卅四番地より設置有之候處近來同出張所事務追々多
端に相成り家屋の狹隘と感亥候より付今般同府東區高麗
橋通二丁目三十三番地より移轉仕候

總て前金に申請べさ等に御座候處當社の不行届より東京市中より限り是迄は兎角後金に相成り勝ちにて爲先に當社計算上の混雜は申す迄もなく定めて購讀者諸君の御手許ふ於ても御不都合ありしあらんと恐縮の至り奉存候就ては自今成る可き大け注意仕り時事新報代價ハ乾度前金お申請け右前金相切れ候前には必ず當社より時事新報代價受取人と伺候致させ次回の前金御拂入れを請求仕るべく候間其節右受取人へ引領き時事新報を御送附申上候事の要否如何を御沙汰被成下度候

と申す問題は支那流の學者の毎度嘆々する所ふし

諸君あり翠剣扛鼎談天驅龍堅白異同など云へる様々の
詔誥あるもの銘々に三千人ほども抱へ置き智勇辨力の
士とて其氣と吐くことを得せられたれど彼等も大に世
の害を爲さざりしが降て秦の世に至り書を焚き儒を坑
にして養才の道を誤まりたれど不平の氣民間に鬱積し
て忍ち難階を生じたり云々と説く其語氣より察すれば
彼等が所謂養才の目的は國家有用の人物と養成するよ
うも寧ろ智勇辨力の士の毒薙を除きて其をして世の治
安と害せしめざるに在るものゝ如し昔時外國交際の絶
無なりし世の中には文物工藝之を他國に比して其進歩
を促すの必要あく天下泰平を以て人間最上の望と爲せ
しヶ故に養才の目的も自然世の治安を保つの方に歸
せざるものあらん當時に取りては無理ならぬ養才法あら
んと雖も今や東洋の諸國、中に就て我日本國は西洋
の物の國々に丈ばかり政治學藝術工商軍備長を取り精を撰
み眞に其智巧と等はざる可らざるの運に際會したれば
要本詔も亦大々其趣と改め西洋文明國の文物藝術を目
當てとして真現に發達し居る丈けに我才能を養ひざる
可からざるあり或は說を爲して日本人は創造に短にして
て攘撫に長するひと仕合はせあれ他國人が多年幾多の
労費を抛ち千辛萬苦して工夫したるものと一朝傍より
攘撫すると得ば發明の名譽は他國ふ在るも其發明品の
本身に均霑をとどけて甚ざ徳用なる可考あと云ふも
ののもあらんかなれども凡そ他の發明に攘撫して廣く之
と實地み應用するには之を創造する丈々の智巧ある
可らず國中の智巧漢博にして新思想の士に乏まざると
云は如何ある新說新業を聞見せるも之を實驗も應用まで
發揮を廣くすると能はざるあり左れば今我國にて西洋
の文藝術を目當てと見て行くゝ之と長短と競は
んとするふ當ては是非とも養才の策あかる可らず才を
養ふて果しく其大成を期せるれば其向たの人に備侍体
養して常に外物の累を與へず一心一向其思想智巧を
發揮せしむるを要する然るに今日の有様にて比國家人才
備侍の實あさが爲り才學の士様かに學校に門を出づれ
ば細口の計に忙はえずして寧處そるに暇あらず不本意

業ふ托すことを得たるが故ふ擊劍操槍弓術柔術等の類其妙を極めて其奥よ達したものあり文士の著述等畢生の心血と注ぎたるもの少からず特に當時の大名中有爲の士人に保護と與へて其事業を大成せしめたるの例もあり物徂徠の如きは若干年月に一巻の書と著して柳澤氏へ奉公と爲したるとありと昔し佛人モントスキュー氏も時の某貴人は資給を得て萬邦精理を著述すると得たりと云ふ東西其趣を同う矣たる者と云ふ可し左れど今我國ふ於て西洋文明國と其文物兵事工藝の長短と争はんとするよ當りてい政府養才に精神を以て勞費を資すす效の目前に顯はれざるを顧みず西國に在ては學校教育博物館等の規摸を大にし或は學堂を算りて大ひ文士の競争を促し或ひ文武の見習生を海外諸國へ派遣し學士を優待して其榮譽を増え發明者の資力より乏しき者と助け文武の士を養成して其才華を煥發そると何れの點より考ふるも甚ざ大切の事あらんと信するあり

○大藏省告示第八十三號		東京金庫局及大坂金庫局出張所ノ金庫ハ本月十一日 當分ノ内午前九時開扉シ午後一時閉鎖ス	
流行地虎列刺		明治十九年九月十日	
府	地	月	日
京都府	九月八日	二十三人	十五人
大坂府	内上下兩京區ニ新舊三人新舊死亡五人	七十七人	七十九人
神奈川縣	同	四十一人	三十八人
兵庫縣	同	四十三人	二十八人
長崎縣	内神戶區ニ新舊五人新舊死亡五人	二十一人	十五人
佐賀縣	内長崎區ニ新舊十五人新舊死亡七人	十九人	十一人
福岡縣	同	三十八人	三十二人
大分縣	同	十八人	六人

四時	時	一十七時	三十九日	六	三十日	廿七日
五時	時	十八時	二十一日	一	卅八日	二
六時	時	廿二時	二十二日	二	廿九日	三
七時	時	廿三時	二十三日	三	卅一日	四
八時	時	廿四時	二十四日	一	卅二日	五
九時	時	廿五時	二十五日	二	卅三日	六
十時	時	廿六時	二十六日	三	卅四日	七
未發病者自ら病家に往きたる時より發病に至る時間	時間	人員	時間	人員	時間	人員
十二時	時	二四日	一八日	二五日	一四日	二不詳
一日	時	二八五日	五九日	一十六日	二二十九日	二三
二日	時	一三六日	四十日	二二十日	二二十九日	二四
三日	時	一四七日	六十四日	二三十四日	二二十九日	二五
四日	時	一二七日	五十六日	二四〇日及不詳	二二十九日	二六
五日	時	一	一	一	一	一
未發病者の病家又は患者と間接の關係ありたる時より發病に至る時間	時間	人員	時間	人員	時間	人員
飲水と虎刺剤との關係	時間	人員	時間	人員	時間	人員
飲用したる水を調査する左の如し	本項審査患者千四十五人の					
畦水五人	泉水三人	河水二百十九人	溝水一人			
雨水一人	井水八百十六人					
畦水、溝水、泉水、雨水を用ひざる小數の患者は省略						
て論せず河水井水を飲用したる患者の多く且其の兩者の差異ある所以は葷理あきにあらず抑々河水は病毒のため汚さるゝも其水無害にして日夜運動し一處に滞るとなきを以て之を用ひる者も病毒を含有せる部分と誤取れる危難を免るべし之に反して井水は其量少くして且運動するとななるが故に病毒一さび之に侵入するときは其の中に留るを以て之を飲む者は其毒に中の不幸より遭ふと多かるべし此して井水と用ひざる者自ら二種ふ分る即一家專用に係るものと數家共用に係るもの其の別左の如き						
井水と用ひる者總數八百十六人一家專用八百七人數家共用七百九人						
井水と野懸との距離及患者の關係						